トウェアのインストール等も完了された状態で納品されるなどしていた。

これらのことから、タブレット端末の調達後、仮に長期派遣前訓練における1回当たりの参加者数が増加して80人を上回る者に貸与する必要が生じたとしても、参加者数が判明した時点で追加して調達すれば訓練開始に間に合うため、長期派遣前訓練の参加者に貸与するタブレット端末の3年1月時点での調達数量は80台で足りたと認められる。

したがって、本件契約で調達したタブレット端末 250 台のうち長期派遣前訓練の参加者 に貸与する 204 台と 80 台との差である 124 台が過大に調達されており、これに係る支払 額相当額 13,677,100 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、二本松訓練所において、タブレット端末の調達数量の算定に当たり、長期派遣前訓練の参加者数に関する削減方針等を考慮して適切な調達数量となるよう見直すことの必要性についての認識が欠けていたことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

(1) 無償資金協力(食糧援助)等の贈与資金により調達した食糧等を売却するなどして回収 した資金である見返り資金の残高等を適時適切に確認して、長期にわたり使用されて いない見返り資金の早期の使用に向けた働きかけを行うことなどにより、更なる開発 効果が速やかに発現されるなどするよう意見を表示したもの

会計名及び科目 独立行政法人国際協力機構 一般勘定

部 局 等 独立行政法人国際協力機構

見返り資金制度 無償資金協力(食糧援助)等の贈与資金により、調達した食糧等を売却

するなどして回収した見返り資金を経済社会開発に資する事業に使用

するもの

検査及び調査の 対象とした事業 数並びにこれら の贈与額

の概要

42 か国 89 事業 419 億 7500 万円 (平成 20 年度~26 年度)

上るうお発にいるというお発にいるので、そので開かれるでは、これをいるのでは、これをいるでは、これをいるでは、これをいるでは、これをいるでは、これをいるでは、これをいるでは、これをいるでは、これをいるでは、これをいるでは、これをいるでは、これをいるでは、これをいるでは、これをいるでは、これをいるでは、これをいるでは、これをいるでは、これをいるのでは

26 か国 48 事業 47 億 2883 万円(令和 6 年度末)

【意見を表示したものの全文】

見返り資金の使用状況等について

(令和7年10月22日付け 独立行政法人国際協力機構理事長宛て)標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

1 見返り資金の概要

(1) 無償資金協力(食糧援助)等の概要

我が国は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に 資することを目的として、政府開発援助を贈与や貸付けなどの形態で実施している。

貴機構及び外務省が実施する政府開発援助のうち、無償資金協力は、開発途上地域の政府等又は国際機関に対して、返済の義務を課さないで資金を贈与することにより実施されるものである。そして、無償資金協力には、食糧不足に直面している開発途上地域の政府等に対して、食糧を調達するための資金を贈与する無償資金協力(食糧援助)がある。また、過去には、食用作物の増産のための肥料や農業機械等を調達するための資金を贈与する無償資金協力(食糧増産援助))が実施の無償資金協力(貧困農民支援)(平成17年度以前は無償資金協力(食糧増産援助))が実施では、

- (注1) 無償資金協力(食糧援助)は、昭和43年から開始され、平成20年9月までの閣議決定に基づく事業は外務省が、同年10月から22年4月までの間の閣議決定に基づく事業は貴機構が、同年5月以降の閣議決定に基づく事業は再び外務省がそれぞれ実施している。
- (注2) 無償資金協力(食糧増産援助)は、昭和52年から開始された後、平成17年度に無償資金協力(貧困農民支援)に名称が変更され、20年9月までの閣議決定に基づく事業は外務省が、同年10月以降の閣議決定に基づく事業は当該事業が終了する27年3月まで貴機構がそれぞれ実施していた。

(2) 見返り資金制度の概要

我が国と援助の相手となる開発途上国の政府(以下「相手国政府」という。)との二国間における無償資金協力(食糧援助)(以下「KR」という。)並びに無償資金協力(食糧増産援助)及び無償資金協力(貧困農民支援)(以下、両者を合わせて「2 KR」という。)においては、相手国政府が、贈与資金により調達した穀物、農業機械又は資機材を国内市場で売却するなどして回収した資金(以下「見返り資金」という。)を経済社会開発に資する事業に使用するという見返り資金制度を利用することが可能となっている。

ア 見返り資金の目的

貴機構が定めた「食糧援助および貧困農民支援(JICA 実施分)にかかる見返り資金制度の運用に関するガイドライン」(平成22年7月独立行政法人国際協力機構制定。以下「ガイドライン」という。)等によれば、見返り資金は、贈与資金による開発途上国の食糧不足の緩和、貧困削減等という開発効果に加え、開発途上国の経済社会開発のために使用することによる更なる開発効果が期待されるなどとされている。そして、見返り資金について、我が国の経済協力事業では適切な支援が困難な事業や、我が国の経済協力事業の円滑な実施等のための相手国政府負担分等に対する財源として活用させることとされている。

イ 見返り資金の積立て

KR 及び 2 KR の実施に当たり、我が国と相手国政府との間で取り交わす交換公文、贈与契約及び事業実施に係る詳細手続に関する合意議事録によれば、物品の調達が効率的、円滑かつ適切に実施されるよう、相手国政府は我が国から推薦された団体(以下「調

達代理機関」という。)と調達代理契約を締結して、調達代理機関は相手国政府に代わって物品を調達することとされている。

そして、相手国政府は、所定の積立期限(贈与契約締結後2年等)までに、事業ごとに 開設した相手国政府名義の銀行口座に見返り資金として、交換公文等に基づく積立義務 額以上の金額を積み立てることとなっている。

ウ 見返り資金の使用

見返り資金は、相手国政府に帰属するものの、我が国からの贈与資金により調達した物品を売却するなどして回収した資金であることから、外務省及び貴機構は、見返り資金の積立て及び使用について外交政策的に一定の関与を行うこととしている。そして、贈与契約等によれば、不適切な用途への使用を防止するなどのために、相手国政府は、銀行口座の見返り資金を使用する際に、貴機構の在外事務所等に対して見返り資金の使用に係る協議(以下「使途協議」という。)を行うこととされている。使途協議に当たり、相手国政府は、見返り資金の使用に係る申請を行い、在外事務所等は、申請内容を確認して検討し、外務省の同意を得た上で、見返り資金の使用を承認することとなっている。

(注3) 見返り資金を経済社会開発に資する事業に使用する期限は定められていない。

(3) 見返り資金の残高、使用状況等の確認

ガイドライン等によれば、在外事務所等は、使途協議に当たり、相手国政府の見返り資金の残高、使用状況等の確認を実施することとされている。

贈与契約等によれば、在外事務所等は、KR 及び2 KR について、原則として贈与契約締結後、KR については3年間、2 KR については5年間は、調達代理契約に基づき、調達代理機関から、銀行口座の残高証明書とともに、相手国政府の見返り資金の積立額及び積立義務額等(以下、これらを合わせて「積立額等」という。)の報告を半年ごとに受けることとされている。そして、在外事務所等は、調達代理機関から積立額等の最終報告を受けた後は、見返り資金の不正使用の防止、相手国政府による見返り資金の使途に係る適格性の確認等の観点から、相手国政府の銀行口座の見返り資金が全て使用されるまで、残高、使用状況等について、使途協議が行われるなどした際に確認し、貴機構本部に報告することになっている。そして、貴機構本部において、相手国政府の見返り資金の残高、使用状況等を取りまとめて確認することとなっている。

2 本院の検査及び調査の結果

(検査及び調査の観点及び着眼点)

本院は、有効性等の観点から、KR 及び 2 KR で積み立てられた見返り資金は、相手国政府により適切に使用され、開発効果が速やかに発現しているかなどに着眼して検査及び調査を実施した。

(検査及び調査の対象及び方法)

本院は、貴機構が平成 20 年度から 22 年度までに贈与契約を締結した 25 か国の KR38 事業(贈与額計 252 億円) 及び 20 年度から 26 年度までに贈与契約を締結した 28 か国の 2 KR 51 事業(贈与額計 167 億 7500 万円) の計 42 か国の計 89 事業(贈与額計 419 億 7500 万円) を

対象として検査した。

検査に当たっては、貴機構本部及び8か国に所在等する8在外事務所等において、見返り資金に係る関係書類等を確認して説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。また、1在外事務所については、見返り資金の使用状況等について、ウェブ会議システムを活用して説明を聴取するなどして検査した。そして、42か国のうち上記の8在外事務所等及び1在外事務所が分掌する9か国以外の国の事業の状況については、必要に応じて貴機構本部を通じて在外事務所等に確認するなどして検査した。

また、調査に当たっては、貴機構の職員の立会いの下に、相手国政府から協力が得られた (注8) 範囲内で1か国の相手国政府の担当職員から説明を受けるなどした。さらに、相手国政府が 保有している資料等で調査上必要なものがある場合は、貴機構を通じて入手した。

- (注4) 8か国 アルメニア共和国、カンボジア王国、ジブチ共和国、ガーナ共和国、インドネシア共和国、ケニア共和国、タンザニア連合共和国、ベトナム社会主義共和国
- (注 5) 8 在外事務所等 インドネシア、カンボジア、ベトナム、ガーナ、ケニア、タンザニア、ジブチ各在外事務所、ジョージア支所
- (注6) 1在外事務所 モンゴル在外事務所
- (注7) 9か国 アルメニア共和国、カンボジア王国、モンゴル国、ジブチ共和国、ガーナ共和国、インドネシア共和国、ケニア共和国、タンザニア連合共和国、ベトナム社会主義共和国
- (注8) 1か国 アルメニア共和国

(検査及び調査の結果)

検査及び調査を実施したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 見返り資金の残高の状況、使用状況等

ア 見返り資金の残高の状況

検査の対象とした 89 事業は、令和 6 年度末時点で、いずれも見返り資金の積立期限 から 6 年以上が経過していた。そして、KR 及び 2 KR の別に見返り資金の残高の状況 をみると、表 1 のとおり、 6 年度末時点の残高が、KR については 12 か国 16 事業の計 16 億 9574 万余円、 2 KR については 20 か国 32 事業の計 30 億 3309 万余円となっており、計 26 か国 48 事業において相手国政府の口座に計 47 億 2883 万余円の残高がある状況となっていた。

(注9) 26 か国 アルメニア共和国、アゼルバイジャン共和国、ベナン共和国、ブータン 王国、ボリビア多民族国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、カンボジア王国、 コモロ連合、コートジボワール共和国、ジブチ共和国、エチオピア連邦民主共和 国、ガーナ共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、モルディブ共和国、モ ザンビーク共和国、ネパール、ニジェール共和国、パラグアイ共和国、フィリピ ン共和国、ルワンダ共和国、セネガル共和国、スリランカ民主社会主義共和国、 タンザニア連合共和国、ベトナム社会主義共和国

事業別 2 KR計 左の贈与額により調達した物品を売却するなどして回収り資生の分別をある。 左の贈与額により調達した物品を売却するなどして回収した見返り資金の6年度 左の贈与額により調 達した物品を売却するなどして回収した 見返り資金の6年度 贈与額 年度末時点の残高等 贈与額 末時点の残高等 贈与額 末時点の残高等 (千円) (千円) 注(3) (千円) 注(3) 見返り資 見返り資 見返り資 国数 事業 国数 事業 国数 事業 贈与契約 金残高 金残高 金残高 数 数 数 注(1) 注(1) 注(1) (千円) (千円) 締結年度 (千円) 平成20年度 4,330,000 3 3 472,371 2,210,000 2 2 146,521 6,540,000 5 5 618,892 21 年度 18,960,000 11 12 1,223,152 3,830,000 6 6 942,809 22,790,000 15 18 2,165,961 7 22 年度 1.910.000 7 8 838,675 1 2,775,000 7 838,454 4,685,000 1 221 23 年度 1,880,000 472,629 1,880,000 472,629 4 4 4 4 24 年度 3,190,000 7 7 340,447 3,190,000 7 7 340,447 25 年度 2 9 990,000 205 990,000 205 26 年度 1,900,000 292,025 1,900,000 4 292,025 4 4 4 25,200,000 16 1,695,744 16,775,000 3,033,092 41,975,000 12 32 26 48 4,728,837

表1 KR 及び2KR の贈与契約締結年度別の見返り資金の残高の状況

- 注(1) 国数の計は純計である。
- 注(2) 見返り資金額は、令和6年度末に適用される外貨換算レート等により、邦貨額に換算している。
- 注(3) 政情不安、治安情勢の悪化等により、相手国政府から回答がなかったものは含まれていない。

そして、これらの 26 か国 48 事業の見返り資金 47 億 2883 万余円について、積立期限 後の経過年数別に残高の状況をみたところ、表 2 のとおり、積立期限から 10 年以上 15 年未満が経過している事業の残高が 21 か国 31 事業の計 36 億 2353 万余円(26 か国 48 事業の見返り資金の残高の 76.6%)、6 年以上 10 年未満が経過している事業の残高が 13 か国 17 事業の計 11 億 0530 万余円(同 23.4%)となっていた。

表 2 積立期限後経過年数別の見返り資金の残高の状況

A DECEMBER AND MARKET MANAGEMENT MANAGEMENT AND MARKET MANAGEMENT				
事業別	見返り資金の積立期限 後の経過年数	10 年以上 15 年未満	10 年未満 (6~9年)	計
KR	国数	12	_	12
	事業数	16	_	16
	見返り資金残高(千円)	1,695,744	_	1,695,744
2 KR	国数	13	13	20
	事業数	15	17	32
	見返り資金残高(千円)	1,927,785	1,105,307	3,033,092
計	国数 注(1)	21	13	26
	事業数	31	17	48
	見返り資金残高(千円)	3,623,530 (76.6%)	1,105,307 (23.4%)	4,728,837 (100.0%)

- 注(1) 国数の計は純計である。
- 注(2) 見返り資金額は、令和6年度末に適用される外貨換算レート等により、邦貨額に換算している。
- 注(3) 計欄には、48事業の見返り資金の残高に対する割合を括弧書きしている。

イ 見返り資金の使用状況等

6年度末時点で見返り資金の残高がある 26 か国 48 事業に係る使途協議の状況を確認したところ、20 か国 38 事業の見返り資金計 32 億 0559 万余円については、6年度末時点から直近 5年間において使途協議が行われていないことなどから、直近 5年間は相手国政府により使用されていないと認められた。このうち、7 か国 13 事業の見返り資金計 11 億 7776 万余円については、積立て後一度も使途協議が行われていないことなどから、相手国政府により一度も使用されていないと認められた。

そして、貴機構を通じて相手国政府に、見返り資金の使途協議を行っていない理由を確認したところ、相手国政府は、見返り資金の使用計画がなかったなどとしていた。そして、相手国政府の中には、担当者の交代等の際に関係資料の引継ぎがなされなかったことなどにより、見返り資金の口座の存在を把握していないものもあった。

このように、6年度末時点における26か国48事業の見返り資金の残高47億2883万余円は、積立期限後6年以上が経過していて、長期にわたり使用されておらず、中には、積立期限後10年以上経過しているものや、積立て後一度も使途協議が行われていないものが見受けられる状況となっており、見返り資金による更なる開発効果が速やかに発現していないと認められた。

(2) 見返り資金の早期の使用に向けた相手国政府に対する働きかけの状況

積立期限後少なくとも6年以上が経過しており、長期にわたり使用されていない見返り 資金があることから、26か国48事業の見返り資金計47億2883万余円について、在外事 務所等における見返り資金の使用に向けた相手国政府に対する働きかけについてみたとこ ろ、見返り資金の早期の使用を促すなどの働きかけを行っている在外事務所等は確認でき なかった。

(改善を必要とする事態)

貴機構が実施した KR 及び 2 KR において積み立てられた見返り資金について、長期にわたり使用されておらず、見返り資金による更なる開発効果が速やかに発現していない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴機構において、相手国政府の見返り資金について、 長期にわたり使用されておらず開発効果が発現しないままとなっているのに、在外事務所等 から相手国政府に対して見返り資金の早期の使用に向けた働きかけを行っていないことなど によると認められる。

3 本院が表示する意見

見返り資金については、KR 及び 2 KR の贈与資金による開発途上国の食糧不足の緩和、 貧困削減等という開発効果に加え、開発途上国における経済社会開発のために使用すること による更なる開発効果の発現が期待されるなどしている。

ついては、貴機構において、相手国政府の見返り資金が適切に使用され、見返り資金による更なる開発効果が速やかに発現されるなどするよう、次のとおり意見を表示する。

ア ガイドラインを改訂するなどして、在外事務所等が相手国政府の見返り資金の残高、使 用状況等を適時適切に確認して、長期にわたり使用されておらず、使用される予定がない 見返り資金を把握した場合は、相手国政府に対して見返り資金の早期の使用に向けた働き かけを行うよう、明確に定めて在外事務所等に周知徹底すること

- イ 貴機構本部において、在外事務所等が行う見返り資金の残高、使用状況等の確認の状況 について適時適切に把握して、見返り資金の早期の使用に向けた働きかけを在外事務所等 に対して指示することとすること
- (2) 政府開発援助の実施に当たり、燃料の供給等について別の事業から影響を受けるなど の場合、当該別の事業の進捗に合わせた火力発電所建設事業を行うために、事業の計 画段階から関係機関等との調整を十分に行うなどして、援助の効果が十分に発現する よう意見を表示したもの

(令和7年10月16日付けで外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長宛て に意見を表示したものの全文は、76ページの外務省の項に掲記)

令和5年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

政府開発援助の実施状況について

(令和5年度決算検査報告75、483ページ参照) (87ページの外務省の項に掲記)